

令和2年度 事後評価対象事業一覧表

審議資料3

① 10億円以上
② 再評価実施案件

A: 事業効果は十分に発現されており、現時点では、特段の改善措置の必要はない。こうしたことから、事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。
B: 改善措置、今後の事後評価等の必要あり(具体的内容は「対応方針(案)を判断した理由」欄に記載)また、同種の事業の「計画調査の在り方や事業評価手法の見直しの必要性」がある場合も同欄に記載)

| 番号 | 事業主体 | 補助・ 県単別 | 事業名 | 事業場所 | 事業の内容 | B/C | 事業化 年度 | 事業完了 年度 | 事業年数 (年) | 全体 事業費 (億円) | 事後評価 の理由 | 事業の目的 | 対応方針 (案) | 対応方針(案)を判断した理由 |
|----------|------|------------|-----------------------------------|-------------------------------------|---|------|-----------|------------|-------------|-------------------|-------------|---|-------------|---|
| 道路分野 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 神奈川県 | 補助 県単 | 県道77号 平塚松田 (比奈窪バイパス) 道路改良事業 | 足柄上郡中井 町比奈窪～雑 色 | 現道拡幅 L=0.44km、W=12m、2車線 バイパス整備 L=0.42km、W=12～15m、2車線 | 2.6 | H3 | H27 | 25 | 25 | ①② | ・車両の安全かつ円滑な通行の確保 ・歩行者の安全性の向上 ・現道の沿道住民の生活環境の改善 | A | 本事業の実施により、県中央部と西部を東西に連絡する交流幹線道路が整備されるとともに、現道では交通量が減少し、沿道住民の生活環境が改善されるなど、事業効果は十分に発現していると判断できるため、特に改善措置の必要は認められず、事後評価を再度行う必要性はないと考えられる。 |
| 砂防分野 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 神奈川県 | 補助 | 卯花沢 砂防事業 | 箱根町仙石原 地先 | 砂防堰堤 N=1基、H=10.0m、L=50.5m | 20.3 | H19 | H27 | 9 | 3.1 | ② | 砂防堰堤を整備することにより、土砂災害を未然に防止し、県民の人命・財産を保全する。 | A | 本事業では、堰堤の整備完了後、顕著な土石流は発生していないものの、今後、土石流発生時に効果が十分に見込まれることから、現時点では特段の改善措置の必要性は認められず、従って事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。 |
| 6 | 神奈川県 | 補助 | 寺沢 砂防事業 | 箱根町宮城野 地先 | 砂防堰堤 N=2基、H=11.5m、L=64.8m H= 7.0m、L=46.5m | 13.0 | H20 | H27 | 8 | 6.4 | ② | 砂防堰堤を整備することにより、土砂災害を未然に防止し、県民の人命・財産を保全する。 | A | 本事業では、堰堤の整備完了後、顕著な土石流は発生していないものの、今後、土石流発生時に効果が十分に見込まれることから、現時点では特段の改善措置の必要性は認められず、従って事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。 |
| 土地区画整理分野 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 藤沢市 | 補助・ 市単 | 長後駅東口 土地区画整理 事業 | 下土棚字新屋 敷並びに高倉 字上谷戸及び 字梶戸地内 | 土地区画整理事業 | 1.07 | H5 | H29 | 24 | 115 | ①・② | ・長後駅東口周辺の良好な市街地整備 | A | 本事業の実施により長後駅東口駅周辺の都市基盤が整備され、密集市街地の解消が図られ駅前及び駅周辺の交通の円滑化、生活の利便性や防災性の向上に寄与していることから、事業効果は発現されており、事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。 |